

Client Alert

24 February 2026

日本語版に関する
お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



長谷川 匠
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9540
takumi.hasegawa@bakermckenzie.com



藤原 総一郎
アソシエイト
+81 3 6271 9707
soichiro.fujiwara@bakermckenzie.com



高波 巧
アソシエイト
+81 3 6271 9453
taku.takanami@bakermckenzie.com

米国：画期的な最高裁判所の判決により IEEPA 関税は無効と判断

2026年2月20日、米国最高裁判所は Learning Resources, Inc. v. Trump 事件において、国際緊急経済権限法（IEEPA）が大統領に関税を課す権限を付与していないとの判決を下した。本判決により、トランプ大統領が第2期政権の最初の年にIEEPAに基づいて課した大規模な関税は無効となった。

本判決を受け、トランプ政権はIEEPA関税を終了させる大統領令を発出すると同時に、1974年通商法第122条に基づき、すべての国からの輸入品に対して10%の関税を課す大統領布告を発表した。新たな10%の追加関税に関するファクトシートは別途公表されている。

既に支払われたIEEPA関税の還付の有無及び方法は現時点では不透明であり、自動的な還付は想定されていない。ただし、国際貿易裁判所（Court of International Trade: CIT）の管轄権が確認されたことから、還付を巡る問題はまずCITにおいて検討される見通しである。

- なお、既に清算（liquidated）した輸入申告との関係では、CITは、IEEPA関税が支払われた案件に関し、確定後であってもCITが再清算（reliquidation）を命じる権限を有することを明確に認めている。
- 一方、未清算（unliquidated）の輸入申告との関係では、CITは、28 U.S.C. § 1581(i)に基づき関税事項について広範な管轄権を有しているものの、IEEPA関税が当初から無効（ab initio）であった場合、通常の関税異議申立手続（customs protest）が利用できない可能性があるを示唆している。

支払済みのIEEPA関税について還付を求めることを検討している輸入者は、CITへの訴訟提起を検討する必要がある。これまでに提起された訴訟についても、現状は引き続き停止（stay）の対象となっているが、本判決日から30日後に訴訟手続が再開される予定である。また、行政上の返金手続が導入される可能性もあるが、現時点では不確実である。

さらに、輸入者は、最高裁判所の判断に基づくIEEPA関税の撤廃に関し、米国税関・国境警備局（CBP）から発出されるガイダンスや指示を注視する必要もある。最高裁判所の判断が示された後もIEEPA関税の徴収が継続される場合には、簡易な関税還付手続（Post-Summary Correction）を通じて、当該関税の還付を請求できる可能性がある。

ただし、本判決は、その判断対象について、IEEPAが大統領に関税賦課権限を与えているかどうかに限られる、と明確に述べており、IEEPA関税を前提とした各国との関税合意に対する影響については現時点で明らかでなく、注視が必要である。

英語版アラートに関する お問い合わせ先



Christine Streatfeild
Partner
Washington, DC
+1 202 835 6111
christine.streatfeild@bakermckenzie.com

背景

第2期政権の就任直後、トランプ大統領は、複数の大統領令を発出し、50年前に制定された緊急権限法である IEEPA に基づく関税を課した。これらの大統領令では、違法薬物流入、脆弱な国境管理、合成オピオイドのサプライチェーン、恒常的な貿易赤字等が国家緊急事態を構成すると認定され、メキシコ、カナダ、中国その他世界各国からの輸入品に対する関税が正当化された。

これらの IEEPA 関税の合法性は複数の訴訟において争われてきた。代表的なものが V.O.S. Selections, Inc. v. United States 事件 及び Learning Resources 事件である。V.O.S. Selections 事件において、CIT は IEEPA 関税を違法と判断し、恒久的差止命令を出した（その後、当該命令の執行は停止された）。また、連邦巡回控訴裁判所（CAFC）もこの違法判断を支持した。並行して、Learning Resources 事件では、コロンビア特別区連邦地方裁判所も IEEPA 関税を無効と判断した。そして、最高裁判所は両事件の上訴を受理し、併合して審理を行うことを決定し、口頭弁論は 2025 年 11 月に実施され、本判決に至った。

最高裁判所、IEEPA 関税は違法と判断

最高裁判所は 6 対 3 の多数意見で、IEEPA 関税は違法であると判断した。多数意見は、関税は課税の一形態であり、課税権限は厳格に米国議会に留保されていると指摘した。

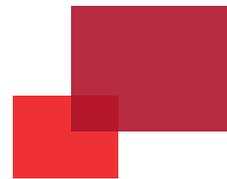
多数意見を執筆したロバーツ首席判事は、国家緊急事態に対応するために大統領に「輸入を規制する」権限を与える IEEPA の文言は、関税の賦課を認めるものとは解釈できないと述べた。IEEPA は制裁や輸出管理を通じて経済取引を規制することを認めているものの、輸入品に対する関税を課すことを認めてはいない、というのが多数意見である。

また、最高裁判所の多数派は、「重要問題法理（メジャー・クエスチョン・ドクトリン）」を適用し、IEEPA 関税は世界貿易に数兆ドル規模の影響を及ぼす、経済的・政治的に極めて重要な問題であると指摘した。そのため、もし米国議会が IEEPA によって大統領にこのような権限を付与する意図があったのであれば、明示的に規定していたはずであると結論づけた。そのうえで、IEEPA には明示的にそのような授權をする規定が存在しないため、関税賦課は認められないとした。

補足意見・反対意見

複数の判事が補足意見を執筆し、結論には同意しつつも、理由付けを補強し、または異なる観点から論じている。

- ケーガン判事、ソトマイヨール判事、ジャクソン判事：本件は（重要問題法理ではなく）通常の法令解釈で解決できるとした。
- ジャクソン判事：個別意見で IEEPA の立法史を検討し、同法は外国資産の凍結や管理を目的としており、歳入目的の関税を想定していないことを示した。
- ゴーサッチ判事：重要問題法理の適用について、さらに踏み込んで論じた。



これに対し、カバノー判事、トーマス判事、アリート判事は反対意見を述べ、「輸入を規制する」という文言には歴史的に関税が含まれてきたと主張した。具体的には、通常の意味、長年の慣行、さらに IEEPA の前身法である敵国交易法（TWEA）に基づく 1971 年のニクソン大統領による関税措置などの先例を挙げ、多数意見のように重要問題法理を外交・通商分野に適用することは不適切であると論じた。

今後の展開：輸入者への影響

本判決により、IEEPA 関税は当初から無効であったことが確認され、フェンタニル／移民関連命令に基づく中国、メキシコ、カナダ向け関税及び世界的な相互関税が違法であるとした連邦巡回控訴裁判所（CAFC）の判断が確定した。ただし、本判決は関税還付の具体的手続については言及していない。

そのため、すでに支払われた IEEPA 関税の還付の有無及び手続は、今後 CIT 及び CAFC で判断されることになる。すでに多くの企業が関税還付を求めて CIT に提訴しており、これらの訴訟は最高裁判決から 30 日後に再開される予定である。

支払済みの IEEPA 関税の還付を求める輸入者としては、訴訟を通じて還付を求めることが考えられる。また、米国税関・国境取締局（CBP）が行政的な還付手続を導入する可能性もあるが、現時点では未定である。

税務上の検討事項

輸入者は、関税の還付が連邦税及び州税との関係でどのように取り扱われるかについても検討する必要がある。たとえば、連邦所得税では、過去に売上原価に算入して税務上の恩恵を受けていた関税が還付された場合、税務上のベネフィット・ルールにより、還付額が課税所得に含まれる可能性がある（例：IRS 技術助言覚書 200543051、IRC §111(a)）。

また、関税回収のために要した訴訟費用や弁護士費用については、即時損金算入の可否や、資産計上の要否についても検討が必要である。さらに、関税込み価格に対して支払った州・地方の売上税・使用税の取扱いや、移転価格ポリシーに関税を織り込んでいた場合の調整の要否も再検討すべきである。

政権の今後の対応の可能性

トランプ政権は以前から、IEEPA 関税が無効となった場合には、以下の代替的権限に依拠する追加関税を課す可能性を示唆していた。

- 1962 年通商拡大法第 232 条（国家安全保障上の脅威への対応）
- 通商法第 301 条（不公正な外国通商慣行への対応）
- 1974 年通商法第 122 条（国際収支赤字への対応）

本判決を受け、政権は判決日当日に 1974 年通商法第 122 条に基づく一律 10% の追加関税を発動した。ただし、これらの代替措置は、IEEPA と異なり、調査要件、期間制限、関税率上限などの面で制約がある点に留意が必要である。



デ・ミニミス（少額免税）への影響

トランプ政権は、IEEPA を根拠として、すべての輸入品に対するデ・ミニミス（少額免税）扱いの停止も行っていた。本判決は、この点を直接判断していないものの、IEEPA は大統領に関税権限を付与するものではないとした判断は、デ・ミニミス停止の合法性にも影響を及ぼす可能性がある。

本判決の関連訴訟は、本判決が出されるまで停止されていた。そこで、今後の審理再開により、本判決のデ・ミニミスへの影響が明らかになる見込みである。なお、米国議会はすでにデ・ミニミス制度を廃止する法案を可決しているが、その施行は 2027 年であるため、それまでの間、Learning Resources 判決により一時的（場合によっては遡及的）な救済が認められる可能性がある。

弊所では、訴訟提起に向けた準備の一環として、社内での訴訟資料等の収集にご活用いただける質問リストを準備しております。訴訟提起を検討される場合や関税清算が生じた場合には、弊所までお問い合わせいただければと存じます。

詳細やご質問等については、弊所国際通商グループまでご照会ください。